

諮 問 事 項 説 明 資 料

『宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売払することについて』

1. 対象財産

(1) 所在地 宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目235番1

(2) 区分・数量 土地(宅地) 3,030.65㎡

(3) 財産の沿革 本件財産は、財務省所管行政財産(税務大学校仙台研修所)として使用されてきたものであるが、平成31年1月22日付をもって、東北財務局が引き受けたものである。

(4) 位置・環境 本件財産は、JR仙台駅の西約3.2kmに位置し、戸建住宅や共同住宅が建ち並ぶ住宅地区となっている。

2. 相手方 宮城県

3. 利用計画 学校用地(宮城県宮城第一高等学校グラウンド)

4. 処理方針 時価売払

5. 適用法令 国有財産法第20条
会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号